

1 議事日程(第4号)

(令和3年第7回久山町議会12月定例会)

令和3年12月9日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第67号 久山町公共施設等整備保全基金条例の制定について
(3久山町条例第23号)
- 日程第2 議案第68号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第24号)
- 日程第3 議案第69号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第25号)
- 日程第4 議案第70号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第26号)
- 日程第5 議案第71号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第27号)
- 日程第6 議案第72号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について
(3久山町条例第28号)
- 日程第7 議案第73号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第75号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第76号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第77号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第78号 令和3年度久山町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第13 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 請願第1号 上久原土地地区画整理事業の完成に関する請願
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである(9名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松 裕

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

8番 荒巻 時雄

10番 只松 秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 佐伯 勝宣

4 会議録署名議員

5番 末松 裕

7番 山野 久生

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西村 勝

副町長 佐伯 久雄

教育長 安部 正俊

経営デザイン課長 中原 三千代

町民生活課長兼会計管理者 佐々木 信一

産業振興課長 久芳 義則

福祉課長 稲永 みき

健康課長 大嶋 昌広

税務課長 川上 克彦

総務課長 久芳 浩二

都市整備課長 井上 英貴

上下水道課長 横山 正利

教育課長 江上 智恵

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 小森 政彦

議会事務局書記 篠原 正継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日、9番佐伯議員から欠席届が出ております。

本日の出席議員は9名であります。よって、議会は成立いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第67号 久山町公共施設等整備保全基金条例の制定について

○議長（只松秀喜君） 日程第1、議案第67号久山町公共施設等整備保全基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 質問します。

久山町公共施設等整備保全基金条例の第5条繰り替え運用のところですが、ここに町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとありますけども、この財政上必要があると認めるときというところは、例えばどのようなことを想定しているのか、お聞きします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 経営デザイン課長の方からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） ご説明いたします。財政上、ここで繰り替えができると書いておりますのは、資金として、資金が足りなくなったときに、この基金を活用することができるということでございまして、予算上の歳入歳出の手続きをせずに、この基金を取り崩して、一時借入れをこの基金からすることができるということを想定したことになりますので、運用の資金が足りなくなったときを想定しております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 繰り替えができるということであれば、条例の趣旨、基金を積立てるということが、なし崩しになって骨抜きになるんじゃないかと思うんですが、いかがです

か。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） はい、お答えいたします。

繰り替えていうことですのでそれを使いつ放しということではなくすぐそれを戻す資金ができたならそこに戻しますので、年度内の中で出し入れは終わってしまいますので、取り崩して何かに使うということではございません。あくまでも、資金不足のときに活用するというところでございます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 関連してですけども、5条6条。5条の繰り替え運用それから6条の処分、これについては町長は云々できるというふうに書いてありますけども、これは議会の承認の必要なく運用や処分ができるということでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 経営デザイン課、中原課長。

○経営デザイン課長（中原三千代君） はい、お答えいたします。

6条の処分につきましては、基金繰入金ということで、予算上の措置が必要になりますので、この分は議会の議決が必要になります。繰り替え運用につきましては、議会の議決は必要ではございません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

阿部恒久議員。

○6番（阿部恒久君） 反対討論します。

反対を表明します。久山町公共施設等整備保全基金条例の趣旨には賛成します。ただし、基金をつくるなら、毎年の積み立て額や総額の目標を決めて、覚悟を持って取り組むべきであると思います。さらに、町長の繰り替え運用を認めるのであれば、基本条例が骨抜きになると考えます。そういう意味では、久山町公共施設等総合管理計画との整合性を考慮した上で、条文の再検討が必要と考えて、反対を表明します。

○議長（只松秀喜君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） これで討論を終わります。

議案第67号久山町公共施設等整備保全基金条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（只松秀喜君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第68号 久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第2、議案第68号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第68号久山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第69号 久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第69号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第69号久山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第70号 久山町国民健康条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第70号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第70号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第71号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第71号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第71号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第72号 久山町消防団条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第72号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第72号久山町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第73号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第73号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第73号指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第74号 指定管理者の指定について

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第74号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第74号指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第75号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第75号令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第75号令和3年度久山町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第76号 令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第10、議案第76号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第76号令和3年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第77号 令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第77号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第77号令和3年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第78号 令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第78号令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 補正予算第14ページでございます。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業につきまして、今回12月までに5万円の支給ということでございます。今、国会でいろいろ論争がっておりますけれども、全体的には10万円給付という形で、残り5万円をクーポンという形でなっておりましたが、少しずつ、国会の方向が変わってきております。地方自治体の希望によっては、現金化も可という形で今後詳細を検討するという方向になってきております。そういう中で、クーポンですとどうしても事務の煩雑化と色々な形。そしてから、給付を受ける側につきましても、現金の方がいいんじゃないかなと思うわけでございます。そこで、町長の方に、今

後、どういう方向になるかちょっとわかりませんが、町長がどういう考えか、お尋ねいたします。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） はい、そうですね。昨日、首相の方も現金給付につきましては、自治体に合わせてやむを得ないというような判断を公表されたということでもあります。今、町の方としても、当然クーポン券も含めて準備を検討しているところですが、やはり物理的にいろんなことを考えても、クーポンってのは、なかなか現実的には難しいだろうということで、糟屋地区でもそういう協議をしている段階になります。

私としても、できればそういう世帯の方が有効的に今回の給付というのを使っていただきたいという前提で、現金も含めて、考えていきたいと思いますが、一方で、周辺自治体の状況というの、把握していかなきゃいけないなと思ってますので、それを含めた上で判断を最終的にしたいなと思ってます。ただ現金給付っていうのも当然もう、有力な選択肢だと考えています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） できるだけ、現金給付の方向でよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第78号令和3年度久山町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（只松秀喜君） 日程第14、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 請願第1号 上久原土地区画整理事業の完成に関する請願

○議長（只松秀喜君） 日程第15、請願第1号上久原土地区画整理事業の完成に関する請願を議題とします。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

産業建設常任委員会に付託しましたので報告いたします。

お諮りします。

本請願は、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員派遣の件

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いま

す。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について閉会中の継続審査の調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（只松秀喜君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第7回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

— 令和3年第7回12月定例会 —

閉会 午前9時53分